

GREEN!

高槻市立柳川中学校
生徒指導 重政秀和

No. 9

平成29年 10月25日

～生徒指導だより～

衣替えの季節です ～11月から冬服～

保存版

全校集会で伝えたように、11月からは全校一斉に制服は《冬服》になります。制服の下には原則として学校指定のポロシャツを着用してください。ただし、セーラー服の下は指定ありませんが、セーラー服からはみ出さず、派手でない色にしてください。また、集会や式典などは必ず制服（冬服）を着用してください。

◇制服（冬服）の注意

- ①名札を、左胸ポケットにつけてください。
(忘れたときは職員室に借りに行くこと)
- ②男子はベルトをしめ、腰パンはしないでください。制服のボタンも上までしっかりとめましょう。
- ③女子はスカートは短くしないでください。ひざがかくれる程度の長さが目安です。また、ハーフパンツがスカートの裾からはみ出しているような、イケてない格好はやめましょう。
- ④タイツは着用できますが、黒色か紺色の無地のものに指定しています。
- ⑤ジャージを制服代わりに着たり、制服の上から着ないでください。
- ⑥袖まくりはしないでください。暑ければ脱ぎましょう。



◇防寒具着用についての注意

11月からは、寒い時には防寒具（カーディガン、ウインドブレーカー、手袋、マフラー、ネックウォーマーなど）を着用してもかまいませんが、必ず次の注意を守ってください。

- ①防寒具の着用はあくまで防寒のためであり、ファッションのためではありません。着用については、その日の天候や自分の体調で判断しましょう。また派手な色の防寒具は着用しないでください。
- ②防寒具は学校に来たら授業の邪魔にならないよう、クラスの棚にしまってください。ひざ掛けの代わりにするのは禁止です。（※ひざ掛けは防寒具に含みません）
- ③着用期間は、3月の修了式までとします。春休み以降は禁止です。
- ④着用は、登下校時のみです。授業中や休み時間、昼休み、クラブ活動時には、着用しないでください。
(クラブ活動時は、クラブで指定されている防寒具は着用できます)
- ⑤制服の下に防寒の目的でセーターやトレーナー類を着ることはできますが、制服からはみ出さないよう注意してください。また、上着を脱ぐ場合は必ずポロシャツになってください。
(制服の下に、フード付き・えり付きのトレーナーやジャージを着るのは禁止です)



◆マナーとして・・・職員室に入るときは、防寒具は脱ぎましょう。

高校などを訪問する場合、建物の中に入る前に脱いで手にもって入り、帰るときも建物の外に出てから着用するのがマナーです。

下校時刻について

11月から1月は、クラブ完全下校が17:00になります。

